

○岩手県警察職員の職務執行に伴う私有物品の損害補償に関する訓令の運用の全部改正について(通知) (平成4年3月16日
岩警発第251号警察本部長)

各 部 長
各 所 属 長

岩手県警察職員の職務執行に伴う私有物品の損害補償に関する訓令(昭和45年岩手県警察本部訓令第5号)の運用通達を別添のとおり全部改正し、平成4年4月1日から施行することとしたから、所属職員に周知させるとともに、次の事項に留意し適正に運用されたい。

なお、岩手県警察職員の職務執行に伴う私有物品の損害補償に関する訓令の運用について(昭和45年3月31日付け岩警発第184号)は、廃止する。

別添

1 制定の趣旨

職員は、職務の特殊性から犯罪の制止、犯人の逮捕等実力を行使して職務執行する場合、相手の抵抗等により所持していた私有物品に損害を受ける例が多く、その損害の補償を制度的に確立して、勤務意欲の高揚を図り積極的な職務の執行を確保するため、この訓令を制定したものである。

2 適用範囲

(1) 「職務執行に伴って」とは、おおむね次に掲げる行為に該当する場合であって、これらの職務を執行中に受けた損害を補償の対象とする。

したがって、警らとか、事件事故現場へ出動する場合等において、単に遺失したような場合は含まない。

- ア 犯罪が行われようとするとき、これを制止する行為
- イ 被疑者の逮捕
- ウ 逮捕のための追跡
- エ 押送、連行、同行の場合における抵抗の抑止及び逃走の防止
- オ 保護を行うに当たっての抵抗等の制止
- カ 災害警備

- キ 雑踏警備
- ク 治安警備
- ケ 交通整理及び交通指導取締り
- コ 職務質問
- サ 人命救助
- シ 各種の訓練
- ス その他これに準ずる行為

また、勤務時間中における職務執行のほか、勤務時間外であっても、例えば現行犯人の逮捕のように、職員として職務を執行したと認められる場合は、当然これに含まれる。

- (2) 「私有物品」とは、当該職員が当時携帯、着用又は所持するなどいわゆる占有の状態にあった全ての物品をいい、借受け又は依頼を受けて保管中の物品も含むものである。なぜならば、この訓令による損害補償の目的は、当該職員の経済的負担を軽くしようとするものであるため、他人の物であっても、その損害が当該職員の負担となる場合など、所有権の有無にかかわらず、損害を補てんして救済しようとする趣旨であるからである。

なお、私有物品に現金は含まれない。

また、「警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和29年岩手県条例第39号）」により支給されている被服等に損害を受けた場合は、同条例の規定により現物で交換又は支給されることとなる場合は、同条例による。したがって、交換又は支給がなされない、たとえば血こんが付着して洗濯を要するようなときは、その洗濯代が対象となる。

3 補償額

- (1) 補償額は、私有物品損害補償審査委員会において審査し、損害物品の耐用年数、損害の程度、品質等を考慮し、時価の範囲内で決定することとし、時価は、関係疎明資料及び関係業者等の意見を参考にして算定する。
- (2) 物品の補修が可能なものであるときは、補修に要する実費額の範囲内で補償するが、この場合において、当該物品の経済的効果を考慮して、補修によってもなお著しくその使用価値が減る場合（たとえば背広服の損傷の場合等）には、補修に要した実費額を超えて補償することができるものとする。

なお、補修に要する実費額には、修理代はもちろん洗濯代も含まれる。

- (3) 損害物品補償の最高限度額は10,000円とする。

4 運用上の留意事項

(1) 所属長が補償の上申をするに当たっては、損害を受けた事実、損害を受けた物品の品質等の立証について、次に掲げる疎明資料を事実ごとに選択して、該当する事項を関係資料として上申書に添付すること。

ア 当該職員の申告書

イ 当該事実の目撃者があるときは、その者の現認証明

ウ 当該職員が平素当該物品を所持していたことを知っている者の証明

エ 被害状況の写真又は現品

オ 当該物品を購入した業者名、年月日、品質等の証明

カ 当該物品の品質を知っている者の証明

(2) 被害事実は、誇大に申告させることのないよう調査は正確に行うとともに、反面、損害の額が小額である申告についてもこれを放置することのないよう配慮すること。